

平成30年度

長崎県育英会予約奨学生〔大学等〕募集要項

公益財団法人 長崎県育英会

〒850-0861 長崎市江戸町2番1号 県庁第3別館
☎ (095)824-1111 (県庁内線 3357・3359)
(095)824-7501 (直通)
FAX (095)820-1972
ホームページ <http://www.n-ikuei.jp/>

長崎県育英会は、優れた生徒でありながら、経済的理由により修学困難な者に学資を貸与して、将来、社会の発展に貢献できる人材を育成することを目的としています。

本人及び保護者ともに奨学制度の趣旨を理解し、修学について十分な熱意があり、将来、奨学金返還の義務等についても責任を持てる方のみ出願してください。

1 出願資格

次の各号に該当することが必要です。

- (1) 長崎県内に住所を有する者の子など。(単身赴任を除く)
- (2) 大学、短期大学、専修学校専門課程(「専門士」「高度専門士」の称号が付与される課程・学科に限る。)へ進学を希望する者(大学院・通信教育等を除く)
- (3) 経済的理由により修学困難で、かつ、人物・学業とも奨学生としてふさわしい者
(家計(所得)・学力については基準がありますので、P5を参照してください。)

※他の奨学制度との併願・併給は可能です。ただし、独立行政法人日本学生支援機構(給付型奨学金を除く)及び本会の他の奨学金との併給は不可。

2 募集人数 120人

3 募集期間 平成29年7月18日(火)～平成29年11月10日(金)
(※学校ごとに締切期日が異なりますので注意してください。)

4 奨学金の貸与月額

下表のいずれかの金額を選択してください。

第一志望校	大学等	備考
国公立	41,000円	※貸与期間は、正規の最短修業期間です。
私立	47,000円	

※ 原則として3か月ごとに、**奨学生本人名義の普通口座**に振り込まれます。

5 大学等入学時奨学金の貸与

予約奨学生(大学等)に応募する者のうち、一定の家計(所得)基準に該当する場合は、希望者に対して大学等入学時奨学金を貸与することができます。

(基準については、P5を参照してください。)

貸与額 300,000円(一括貸与)

6 出願手続

(1) 出願には、次の書類が必要です。

- ア 奨学生願書
イ 奨学生推薦調書
ウ 所得に関する証明書 (P 4 参照)
エ その他の証明書 (P 4・P 5 参照)
※奨学生願書、奨学生推薦調書等の様式は、本会のホームページからのダウンロードも可能です。(http://www.n-ikuei.jp/)

(2) 出願者は、出願に必要な用紙を学校から受領し、必要事項を記入のうえ、証明書等をそろえて、**学校で定められた期日までに在学学校へ提出**してください。

※提出書類は、採否に関わらず、原則としてお返しできません。

7 選考及び採否決定の通知

- (1) 願書その他必要な書類に基づき、学資支弁の困難な度合、人物、学業などについて、選考委員会の審議を経て採否を決定します。
- (2) 選考の結果は、推薦した学校長を通じて出願者に通知します。
- (3) **選考の決定**は、**12月中旬の予定**です。

8 奨学金の返還(無利子)

貸与を受けた奨学金は、大学等卒業の月の翌月から起算して6か月を経過した後から貸与総額に応じて本会が定める期間内(P 9別表参照)に、**職種の間を問わず**全額を年賦、半年賦、月賦、月賦・半年賦併用のいずれかの方法で返還しなければなりません。

この場合において、返還金の全額又は一部を繰上げ償還することができます。

【奨学金の貸与と返還計画の例】※4年間貸与した場合

	貸与月額	貸与総額	最長返還期間	年間返還額	1か月あたり
国公立	41,000円	1,968,000円	16年	123,000円	10,250円
私立	47,000円	2,256,000円	18年	約125,300円	約10,500円

※大学等入学時奨学金の貸与を受けた場合は、貸与総額に300,000円が加算され、「最長返還期間」及び「年間」と「1か月あたり」の返還額が変わります。

奨学生願書等の作成について

願書の記入

願書は、選考上の重要な資料ですから、**事実をありのまま具体的に**書いてください。

もし、事実と異なったことを書いた場合や指示されたことを書いていない場合は、**選考から除外**又は採用を**取消**されることがあります。**太枠**で囲んである記入欄以外は**全て記入**してください。

1 同一生計の家族

- (1) この欄には、同居・別居を問わず、同一世帯で生計を一にしている者全員について記入してください。(単身赴任、入院、県外での就学、扶養している祖父母等で、別居していても家計支持者の収入で生活している者は同一生計となります。)

(2) 所得の種類

ア 次表により収入を、給与・給与外・無収入に区分し、該当するものを○で囲んでください。

給 与	① 俸給・ <u>給料</u> ・賃金・事業主報酬・役員報酬・ <u>年金</u> ・恩給・賞与及び専従者給与等 ② 遺族年金・遺族扶助料・傷病手当金・ <u>生活保護法による扶助料</u> 等
給 与 外	① 自営業・外交員・税理士・大工・左官・行商・自由労務等による収入 (ただし、大工・左官等で建設会社等に勤務し、一定の給料を受けている者は「給与」) ② 利子・配当・家賃・間代・地代・内職収入・親戚知人からの援助等による収入

イ 前年の中途で新たに就職、転職（開業、転業を含む。）した場合は、出願時現在の職業の月収及び賞与等に基づいて、前年の年間所得金額に見合った額を推算します。この場合は、事業所発行の『給与月額証明書』を添付してください。

ウ 前年に収入のあった者が、出願時現在、退職、転出又は死亡などによってその収入が得られなくなった場合には、世帯の所得には算入しません。

エ 前年1年間に、生産手段（田・畑・店舗等）に被害を受けたため収入が減少している場合は、被害を受けなかったものと仮定して所得金額を推算します。

2 奨学金を希望する理由

(1) この欄は、奨学生採用に重要な関係があるので、家庭事情などの出願理由を具体的に記入してください。

(2) 無職や失職などの場合は、失業の年月日及び理由、健康状態、就職の見通し等をこの欄に記入してください。

(3) 父・母以外の者を第一連帯保証人とする場合は、その理由を記入してください。

3 奨学金の状況

(1) 本人、親、兄弟姉妹が長崎県育英会奨学生に採用され、現在若しくは以前に奨学金の貸与を受けている場合には、必ずその「採用年度」・「学校名」・「氏名」・「本人との続柄」を記入してください。「学校名」欄には、親、兄弟姉妹が長崎県育英会奨学生として在学した又は現に在学している大学・高等学校等の名称を記入してください。

(2) 「日本学生支援機構への出願の有無」欄は、有無を必ず○で囲んでください。

なお、独立行政法人日本学生支援機構の奨学生（給付型奨学金を除く）に採用された場合は、いずれかを**辞退**していただきます。

4 第一連帯保証人

(1) 原則として、第一連帯保証人は父・母（親権者）となります。ただし、特別な事情が

ある場合は、これに代わる人となります。（成年者で、収入のある兄・姉等）

(2) 願書には、本人と第一連帯保証人の氏名はそれぞれ自署とし、印鑑は印影の異なるもの

を使用してください。（スタンプ印は不可）

⑨ 奨学生採用決定後、『誓約書・奨学金借用証書』提出時には、第二連帯保証人（第一連帯保証人と別生計を営む者で、原則、長崎県内に居住する成人者であり、返還開始時に満65歳以下）が必要です。

なお、第一連帯保証人と第二連帯保証人は、それぞれ印鑑登録証明書の提出が必要です。

所得に関する証明書

原則、家計支持者は父母とします。ただし、父母がともに無収入であり同一生計内の他の者が家計支持者である場合、その者を家計支持者とします。

1 源泉徴収票・確定申告書

家計支持者が給与所得者である場合は、現勤務事業所発行の平成 28 年分の源泉徴収票を、給与所得者以外は、必ず平成 28 年分の確定申告書(控)のコピー(第二表も)を提出してください。

2 所得(課税)証明書

平成 29 年度分(平成 28 年分)の市県民税課税額・扶養人数・社会保険料が明記されている所得(課税)の証明書(原本)を提出してください。

※本証明書により大学等入学時奨学金貸与の対象となるかを判断します。

3 給与月額証明書

職の異動等により、平成 28 年分の源泉徴収票が出ない、又は参考とならない場合は、勤務先から、見込を含め『給与月額証明書』(社会保険料を必ず明記すること)の作成を受け、提出してください。(本会ホームページよりダウンロードするか、学校に配付してある本会様式を利用)

4 年金・恩給額証明書

家計支持者が年金・恩給を受給している場合は、金額の確認ができるもの(最新の振込通知書等)のコピーを提出してください。

5 生活保護受給証明書

生活保護を受けている場合は、福祉事務所長発行の証明書(金額の記載があるもの)、又は生活保護決定通知書等のコピーを提出してください。

6 無職(無収入)証明書

父母のいずれかが無職又は無収入の状態である時は、民生委員が発行する『無職(無収入)に関する証明(調査書・確認書・依頼書等)』を提出してください。

7 1か月の生活費申告書

失職等で、収入把握が困難である時には、『1か月の生活費申告書』(本会ホームページよりダウンロードするか、学校に配付してある本会様式を利用)を作成し提出してください。

その他の証明書

(以下の証明書を添付された場合は、特別な控除が受けられます。)

1 「就学者控除」のための証明

同一生計の兄弟姉妹が、大学・短大・専修学校・高等学校等に在学している場合は、在学証明書(原本)若しくは学生証・生徒手帳(平成 29 年度発行・更新、又は有効期限の記載があるもの)のコピーを提出してください。

2 「障害者等控除」のための証明

同一生計者の中に、障害者手帳、療育手帳、原爆被爆者健康手帳又は介護保険被保険者証(要

介護4又は5)を所有している者がいる場合は、その手帳又は介護保険被保険者証のコピーを添付してください。

3 「長期療養者控除」のための証明

同一生計者の中に、6か月以上にわたる長期療養者がいる場合は、所定の額を控除するので、6か月以上の療養と分かる医師の証明書等と直近6か月分の領収書のコピーを提出してください。

グループホーム等に入所されている方は、療養とわかる証明書と領収書を提出してください。

4 「主たる家計支持者の別居による控除」のための証明

家計支持者が単身赴任である場合、給与支払者の発行する単身赴任証明書、住民票又は最新の公共料金支払いの領収書のコピーのいずれかを提出してください。

5 「火災・風水害・盗難等の被害による控除」のための証明

被害を受けたために支出が増大したり収入が減少して、将来長期（2年以上）にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合は、被災証明書又は盗難届出証明書等と被害により生じた実費を証明する領収書のコピーを提出してください。

家計(所得)・学力の基準について

1 家計(所得)の基準

本会が設定する所得基準額以下となります。

[所得基準額 ≥ (収入金額から算出した所得額) - (控除額)]

【収入の目安】(自宅外通学の場合)

給与所得の場合 (収入金額・税込み)		給与所得以外の場合 (収入金額-必要経費)	
3人世帯 所得基準額212万円	4人世帯 所得基準額229万円	3人世帯 所得基準額212万円	4人世帯 所得基準額229万円
657万円	747万円	286万円	349万円

※この収入金額以上でも、家庭の事情(控除額)によっては所得基準額以下になる場合があります。

※出願者が多い場合は、所得基準額を満たしていても、選考の結果、採用されないこともあります。

2 大学等入学時奨学金の対象となる家計(所得)の基準

所得(課税)証明書における市県民税課税額が、年収500万円未満(4人家族:生活保護基準の1.5倍)程度に相当する課税額以内となる場合。

3 学力の基準

① 高等学校等の第1学年から第2学年までの学習成績の評定を、全履修科目について平均した値を5段階評価により算出し、出願資格は3.5以上とします。

② 国の行う高等学校卒業程度認定試験の合格者については、合格成績の評定を合格科目について平均した値により算出し、出願資格は4.0以上とします。

[参考資料]

公益財団法人 長崎県育英会奨学金貸与規程（抜粋）

(奨学金の種類等)

第2条 奨学金の種類、本会が奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）の名称及び資格は、次の表のとおりとし、長崎県内に住所を有する者の子ども等に貸与する。

奨学金の種類	奨学生の名称	奨学生の資格	
(1) 育英事業奨学金	育英事業奨学生	高等学校等	高等学校(専攻科を含む。)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部(専攻科を含む。)、専修学校の高等課程及び高等専門学校(以下「高等学校等」という。)に在学する者
		大学等	大学、短期大学、専修学校専門課程(「専門士」、「高度専門士」の称号が付与される課程・学科に限る。)及び長崎県教育委員会が教育交流に関する協議書を締結している学校(長崎県教育委員会が実施する離島留学制度を活用し、卒業したものに限る。)(以下「大学等」という。)に在学する者、又は大学等への進学が決定した者
大学等入学時奨学金	大学等入学時奨学生		経済的理由により修学困難で、かつ人物・学業とも奨学生としてふさわしい者又は経済的理由により修学が著しく困難であり奨学生としてふさわしい者 大学等への進学が決定した者で、上記を満たし、特に経済的困窮度が高いと認められる者
(2) 高等学校奨学事業奨学金	奨学事業奨学生	高等学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校に在学する者 経済的理由により修学困難で学習意欲に富み、奨学生としてふさわしい者	
(3) 交通遺児奨学金	交通遺児奨学生	家計の支持者又は保護者が、交通事故に因り死亡した家庭の遺児である者 高等学校及び高等専門学校又は大学、短期大学、専修学校専門課程(「専門士」、「高度専門士」の称号が付与される課程・学科に限る。)に在学する者で、経済的理由により修学困難な者	

2 前項の奨学金の併給及び独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との併給はできない。

ただし、大学等入学時奨学金は、育英事業奨学金と併せて貸与するものとする。

(奨学金の額)

第4条 貸与する奨学金の額は、次の表の左欄に掲げる奨学生について、中欄に掲げる通学区分に応じて定められた右欄の月額から奨学生が選択するものとする。

奨学生(在学する学校等)		通学区分	月額	
育英事業奨学生 奨学事業奨学生	高等学校等	国立・公立	自宅	18,000円
			自宅外	10,000円
		私立	自宅	23,000円
			自宅外	10,000円
			自宅	30,000円
			自宅外	20,000円
	大学等	国立・公立	自宅	10,000円
			自宅外	35,000円
		私立	自宅	20,000円
			自宅外	10,000円
長崎県教育委員会が教育交流に関する協議書を締結している大学等			41,000円	
交通遺児奨学生	高等学校等(国公立)		育英(奨学)事業奨学生と同額	
	大学等	国立・公立	6 自宅・自宅外	35,000円
		私立	自宅・自宅外	41,000円

(貸与の期間)

第5条 奨学金（大学等入学時奨学金を除く。）を貸与する期間は、在学する学校の正規の最短期間とする。ただし、次の場合は、その期間を延長することができる。

- (1) 高等学校等に在学する者の海外留学期間（1年間を限度とする。）
- (2) 理事会で特に必要と認めた期間

(出願手続)

第6条 育英事業奨学生を希望する者は、現に在学する学校又は卒業した学校の長（以下「校長」という。）を経て、次の書類を本会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書
- (2) 奨学生推薦調書

2 高等学校等又は大学等への進学を条件として奨学生を希望する者（以下「育英事業予約志願生」という。）は、前項の出願ができるものとする。

3 育英事業予約志願生のうち大学等入学時奨学生を希望する者は、大学等入学時奨学金貸与願を理事長に提出しなければならない。

第6条の4 奨学生願書には、第一連帯保証人（交通遺児奨学生にあつては連帯保証人、以下同じ。）が連署しなければならない。第一連帯保証人は、本人の父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。

2 出願の期日は毎年度理事長が定める。

(奨学生の決定)

第7条 奨学生は、選考委員会の選考を経て理事長が決定する。ただし、理事会が必要と認めた場合は、選考委員会の選考を経ないことができるものとする。

2 前項の奨学生のうち、育英事業予約志願生、交通遺児予約志願生で選考委員会の選考を経た者は、入学を確認して決定する。ただし、大学等入学時奨学生は、大学等への進学を確認して決定する。

3 前2項の決定は、原則として校長を経て本人に通知する。

(誓約書・奨学金借用証書の提出)

第8条 第7条第3項の通知を受けた者は、第一連帯保証人、第二連帯保証人（交通遺児奨学生にあつては不要、以下同じ。）と連署のうえ、大学等奨学生にあつては直接、高等学校等奨学生にあつては校長を経て誓約書・奨学金借用証書（大学等入学時奨学金にかかる借用証書を含む。）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の第二連帯保証人は、原則として県内に居住し独立の生計を営む者とする。

(学業成績表の提出)

第9条 大学等奨学生は、在学中の学校を経て、毎学年末、学業成績表を理事長に提出しなければならない。

(異動の届出)

第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一連帯保証人と連署して直ちに理事長に届け出なければならない。ただし、本人が疾病等の理由により届け出ることができないときは、第一連帯保証人から届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 奨学金を辞退しようとするとき。

(3) 本人又は第一連帯保証人の身分、住所、その他重要な事項に異動のあったとき。

2 前項の場合において、やむを得ない事情により、本人・第一連帯保証人ともに届け出ることができないときは、校長等が代わって届け出を行うことができるものとする。

(奨学金の貸与)

第 11 条 奨学金は、本会が指定する金融機関に設けられた奨学生名義の預貯金口座に振込む方法で貸与する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

2 奨学金（大学等入学時奨学金を除く。）は、原則として、年 4 回貸与する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

第 12 条 特別の事情が生じたときは、奨学金の額を変更することがある。

2 奨学生は、何時でも在学中の学校を経て奨学金の減額又は辞退を申し出ることができる。

(奨学金の休止)

第 13 条 奨学生が休学したときは、その期間奨学金を休止する。ただし、海外留学による休学（1 年間を限度とする。）の場合はこの限りでない。

(奨学金の停止)

第 14 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金を停止する。

- (1) 傷痕、疾病などのために成業の見込がないとき。
- (2) 学業成績又は操行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- (4) 休学、転学が適当でないとき。
- (5) その他第 2 条に規定する奨学生として資格を失ったとき。

(奨学金の返還)

第 15 条 奨学金は、卒業の月の翌月から起算して 6 月を経過した後、別表に掲げる返還期間内に奨学金を年賦、半年賦、月賦又は月賦・半年賦併用いずれかの割賦の方法で返還しなければならない。この場合において、返還金の全額又は一部を一時に返還することができる。

2 前項により返還しようとするときは、本人が指定する預貯金口座振替の方法によるものとする。ただし、特別の事情があるときは、本会の発行する返還通知書またはその他の方法より返還することができる。

第 16 条 奨学生が退学し、若しくは奨学金を辞退し、又は停止されたときは、貸与を停止された日の属する月の翌月から起算して 6 月を経過した後、前条に準じて奨学金を返還しなければならない。

(返還完了前異動の届出)

第 17 条 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に本人、第一連帯保証人又は第二連帯保証人の身分、住所、職業その他重要な事項に異動があったときは、直ちに届け出なければならない。

(返還猶予)

第 18 条 奨学生であった者が、次に掲げる各号の 1 に該当するときは、それぞれ当該各号の期間中奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 短期大学、大学、大学院又は専修学校若しくは各種学校等に在学しているときは、その在学期間
- (2) 疾病その他正当な事由により返還が困難となったときは、出願によりその相当期間

(死亡等の届け出)

第 19 条 第一連帯保証人は、奨学生又は奨学生であった者が死亡若しくは失踪宣告を受けたときは、戸籍抄本を添えて直ちに届け出なければならない。

(返還の免除)

第 20 条 奨学生又は奨学生であった者が、奨学金返還完了前に死亡又は著しい心身の障害その他やむを得ない事由が生じ、かつ第一連帯保証人及び第二連帯保証人に特に考慮すべき事由があったときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

2 前項の返還の免除を希望する場合は、第一連帯保証人及び第二連帯保証人又は家族が事情を具して願い出なければならない。

(延滞金)

第 21 条 正当と認められる事由がなくて、奨学金の返還を延滞したときは、延滞している割賦金の額に延滞した期間が 6 月を超えるごとに 6 月について 5 パーセントの割合を乗じて計算した金額を

徴収するものとする。

(実施細目)

第 22 条 この規定の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 24 年 8 月 1 日一部変更）

1 この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団長崎県育英会の設立の登記の日から施行するものとし、平成 25 年度以降の採用者に対して適用する。

なお、平成 24 年度以前の採用者に対しては旧規定の例による。

附 則（平成 25 年 6 月 3 日一部変更）

1 改正後の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以降の採用者（平成 26 年度予約奨学生を含む。）から適用する。

附 則（平成 26 年 2 月 5 日一部改定）

1 改正後の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以降の採用者（平成 26 年度予約奨学生を含む。）から適用する。

附 則（平成 28 年 6 月 3 日一部改定）

1 改正後の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以降の採用者（平成 29 年度予約奨学生を含む。）から適用する。

別表(第 15 条・第 16 条関係)

貸与を受けた奨学金の額	返還期間
500,000 円以下	8 年
500,001 円～ 600,000 円	9 年
600,001 円～ 800,000 円	10 年
800,001 円～1,000,000 円	11 年
1,000,001 円～1,200,000 円	12 年
1,200,001 円～1,400,000 円	13 年
1,400,001 円～1,600,000 円	14 年
1,600,001 円～1,800,000 円	15 年
1,800,001 円～2,000,000 円	16 年
2,000,001 円～2,200,000 円	17 年
2,200,001 円～2,400,000 円	18 年
2,400,001 円～3,000,000 円	19 年
3,000,001 円以上	20 年

注：この〔参考資料〕公益財団法人長崎県育英会奨学金貸与規程は、奨学生として採用になった場合に必要となりますので、大切に保管してください。